

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

## 和解勧告

神戸地方裁判所第2民事部合議B係

裁判長裁判官 小池 明善

裁判官 三浦 康子

裁判官 池見 祥加

原告代表者 鈴木 尉久 殿

原告代理人 北村 拓也 殿

重村 禎昭 殿

勝又 陽香 殿

友久 康弘 殿

被告代理人 長谷部 信一 殿

当裁判所は、次の理由により、当事者双方に対し、別紙「和解条項」のとおり、和解を勧告する。

### 1 事案の概要

本件は、被告が訪問販売の方法により、消費者との間で上下水道に係る工事請負契約を締結する際、被告が行った作業が電話で要請された作業の範囲を超えない場合、原則として、クーリング・オフの対象とならない旨の告知(以下「本件告知」という。)をしていることが、特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)第6条第1項第5号の禁止行為(不実告知)に当たるなどとして、適格消費者団体である原告が、被告に対し、特商法第58条の18第1項及び同条第3項に基づき、別紙和解条項1項及び2項記載の行為の停止等を求める事案である。

## 2 当裁判所の所見

被告は、訪問販売の方法により、消費者との間で上下水道に係る工事請負契約を締結する際、「被告が行った作業が、電話等で要請された作業の範囲を超えないときは、原則として、クーリング・オフの対象にならない」旨告知し（本件告知）、その趣旨の記載をした工事請負契約書を用いて契約を締結しているが、上記契約は、クーリング・オフの適用除外とされる「訪問販売（請求訪販）」（同法第26条第6項第1号）に当たるものとは認められない。したがって、被告が、消費者との契約締結に際し、上記文言を使用することは相当でないというべきである。

当裁判所は、本件告知が特商法第6条第1項第5号の禁止行為に当たると解し、本件訴訟の内容及び消費者保護の観点から、別紙和解条項のとおり和解することを双方に勧告する。

(別紙)

## 和解条項

- 1 被告は、被告との間で訪問販売に係る上下水道に関する工事請負契約を締結し又は締結しようとする者に対し、当該契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該契約について、特定商取引に関する法律第26条第6項第1号に当たらないにもかかわらず、同法第9条の適用がない旨を告げない。
- 2 被告は、被告との間で訪問販売に係る上下水道に関する工事請負契約を締結した後、当該契約の申込みの撤回若しくは解除をし又はしようとする者に対し、その申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為をしない。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は、各自の負担とする。